

茨城県普及活動検討会（外部評価）実施要領

1. 目的

本要領は、現行の「協同農業普及事業の運営に関する指針」（令和2年8月31日2生産第829号農林水産大臣通知）及び「協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）」（令和2年8月31日2生産第1005号生産局長通知）並びに「茨城県協同農業普及事業の実施に関する方針」（令和3年3月29日付け農技第1206号農林水産部長通知）に基づき、協同農業普及事業の一環として実施する外部評価に係る運営方法等について定める。

2. 実施体制

（1）実施主体

「茨城県普及活動検討会（外部評価）」（以下「活動検討会」という。）の実施主体は、農業技術課と農業総合センター専門技術指導員室とする。

（2）活動検討会

- ア 活動検討会は原則として年1回開催するものとする。
- イ 普及センターは、普及指導計画に定めた普及指導課題の課題解決の取組とその結果について内部評価の結果を報告し、評価委員の評価を受けるものとする。
- ウ 評価委員は、先進的な農業者や地域リーダー、若手・女性農業者、農業関係団体、消費者、学識経験者、マスコミ、民間企業等の外部有識者から選定するものとする。
- エ 活動検討会に関する事務は実施主体が行う。

3. 評価の内容

主要な普及指導計画に関する評価内容は、次のとおりとする。

（1）普及活動の計画

課題・対象の選定、普及指導計画の作成、目標設定等

（2）普及活動の方法

活動体制、活動手法、関係機関との連携等

（3）普及活動の成果

普及活動の経過と成果、内部評価結果等

4. 評価結果への対応

実施主体は、評価結果及び対応策等を、普及センターの次年度「農業改良普及指導計画書」や専門技術指導員（農業革新支援専門員）の活動に反映させるものとする。

5. 評価結果等の公表

実施主体は、評価結果及び対応策等について、インターネット等により公表するものとする。

6. その他

この要領に定めるもののほか、活動検討会の実施にあたって必要な事項は別に定める。

付 則

1. この要領は、平成25年9月19日から施行する。
2. 茨城県普及活動外部評価実施要領（平成14年7月30日施行）は、本要領の施行に伴い廃止する。
3. 平成27年11月13日 一部改正。
4. 平成28年7月5日 一部改正。
5. 平成30年4月1日 一部改正。
6. 令和2年9月7日 一部改正。
7. 令和3年10月18日 一部改正。